

京都府公立大学法人教職員給与規程

平成20年4月1日
京都府公立大学法人規程第15号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第22条に規定する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。
- (2) 給料 教職員の正規の勤務時間による勤務に対しこの規程の規定によって支給する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第22条第3項及び第4項の規定による手当を含む。第14条及び第37条において同じ。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いた全額をいう。
- (3) 週休日 正規の勤務時間を割り振らない日をいう。
- (4) 祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (5) 年末年始の休日 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。

(法令との関係)

第3条 教職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

第4条 この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する教職員に適用する。

第2章 給与

第1節 給料

(給料)

第5条 教職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

第6条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 (別表第1)
- (2) 教育職給料表 (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表 (別表第4)
- (5) 現業職給料表 (別表第5)
- (6) 指定職給料表 (別表第6)

2 前項に規定する各給料表の適用範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事務職給料表は、他の給料表の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- (2) 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である教職員に適用する。
- (3) 医療職給料表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士である教職員に適用する。
- (4) 看護職給料表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である教職員に適用する。

(5) 現業職給料表は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第29条に規定する職員に相当する教職員に適用する。

(6) 指定職給料表は、学長である教職員に適用する。

3 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7のとおりとする。

第7条 指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて理事長が定める号級の額とする。

（教職員の職務の級の決定及び初任給の基準等）

第8条 教職員の職務の級ごとの定数は、予算の範囲内で、かつ、別表第7に定める教職員の職務の分類の基準に適合するように、法人が設定し、又は改定する。

2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準の定めに従い決定する。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける教職員が他の給料表の適用を受けることになった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における教職員の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

（再雇用教職員の給料月額）

第9条 就業規則第33条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（短時間勤務教職員の給料月額）

第10条 京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休暇等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第13条に規定する育児短時間勤務の教職員（以下「育児短時間勤務教職員」）の給料月額は、第6条から前条まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、理事長が定めるその者の勤務時間を京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 京都府公立大学法人教職員再雇用規程（以下「再雇用規程」という。）第11条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前3条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、再雇用規程第11条第1項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

（昇給の基準）

第11条 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い、毎年1月1日に、同日前の期間で理事長が別に定めるものにおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 55歳以上の教職員のうち初任給、昇格、昇給等の基準で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

- 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

第11条の2 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員の職に比して著しく特殊な教職員の職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料の調整額を定めることができる。

(給料の支給方法等)

第12条 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の16日とし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても速やかにその日までの給与を支給しなければならない。

第13条 新たに教職員となった者及び新たに給料の支給を受ける事由の生じた教職員には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が即日教職員になった場合には、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 手当

(手当の種類)

第14条 教職員には、給料のほかに、この節に定めるところにより、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 特地勤務手当
- (8) 時間外勤務手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 休日勤務手当
- (13) 管理職手当
- (14) 初任給調整手当
- (15) 期末手当
- (16) 勤勉手当
- (17) 退職手当

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から

第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務9級以上教職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出等）

第16条 新たに教職員となった者に扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる 事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）。

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）。

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が教職員となった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日か

ら15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じたとき。
 - (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至ったとき。
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務9級以上教職員等が事務9級以上教職員等以外の教職員となったとき。
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務8級教職員等が事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等以外の教職員となったとき。
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で事務9級以上教職員等以外のものが事務9級以上教職員等となったとき。
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等以外のものが事務8級教職員等となったとき。
 - (7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となったとき。

(地域手当)

第17条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、京都市、南丹市、相楽郡精華町及び与謝郡与謝野町（以下「支給地域」という。）に在勤する教職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、京都市にあつては100分の9.4を乗じて得た額、相楽郡精華町にあつては100分の4.4を乗じて得た額、南丹市及び与謝郡与謝野町にあつては100分の3.2を乗じて得た額とする。
- 3 教育職給料表の適用を受ける教職員のうち、与謝郡与謝野町に在勤する教職員には、前2項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 4 支給地域に在勤する教職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合（別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動直後に在勤する地域が支給地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該教職員には、前3項及びこの項の規定による地域手当の支給割合以上の割合による地域手当を支給される期間を除き、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
 - (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
 - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異

動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 5 地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める者に使用される者（以下「地方公務員等」という。）であった者が、引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第18条 住居手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人から貸与された教職員公舎を使用し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）
 - (2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員（以下「単身赴任手当受給教職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（教職員公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号又は第2号のいずれかに掲げる教職員のうち第3号に掲げる教職員でもある者の住居手当については第1号又は第2号のいずれかの規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額及び第3号の規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額の合計額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万3,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額に相当する額
 - (2) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万9,000円を超えるときは、1万9,000円）を1万1,000円に加算した額に相当する額
 - (3) 前項第2号に掲げる教職員 前2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、2,600円（自転車以外の交通の用具を使用することを常例とする教職員の場合において、通勤距離が片道3キロメートル以上であると

きは、1キロメートルまでごとに620円を2,600円に加算した額とし、その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円とする。)に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 前項の場合において、同項各号に定める額を支給単位期間で除して得た1箇月当たりの額が6万円を超えるときは、同項に規定する通勤手当の額は、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの額と6万円との差額の2分の1を6万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生じることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。第1号において単に「住居」という。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額を超えるときは、支給単位期間につき、それぞれその額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

ア 住居が京都府の区域内にある場合 3万円

イ アに掲げる場合以外の場合 2万円

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前項の規定は、採用の事情等を考慮して別に定める者であった者から引き続き就業規則の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 通勤手当を支給される教職員につき、就業場所を異にする異動、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を支給し、又は返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までを単位として別に定める期間をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第20条 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、3万円(別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居

との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 地方公務員等であった者から引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第21条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する教職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額及び支給方法は、別に定める。

（特地勤務手当）

第22条 府立大学生命環境学部附属演習林大野演習林（以下「特地事業所」という。）に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額とする。

3 教職員が就業場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動直後に在勤する就業場所が特地事業所に該当するときは、当該教職員には、別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者にあつては、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

4 新たに特地事業所に該当することとなった就業場所に在職する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、別に定めるところにより、同項の規程に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（時間外勤務手当）

第23条 時間外勤務手当は、教職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間以外の時間において勤務した全時間に対して支給する。

2 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（第27条第1項の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
100分の125

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第2項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の150」とする。

- 5 勤務時間等規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第4項の規定により読み替えられた第2項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 7 第1項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、教職員が勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ同規程第4条第2項又は第3項の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたとき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間中の全時間（育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員にあっては、別に定める時間を除く。）に対して支給する。
- 8 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。
- 9 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の50」とする。
- 10 勤務時間規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第8項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（宿日直手当）

第24条 宿日直手当は、教職員が宿日直勤務を命じられたとき、当該勤務に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、その勤務1回について、5,300円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万1,000円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,400円）を超えない範囲内において別に定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、7,950円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては3万1,500円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては1万1,100円）を超えない範囲内において別に定める額とする。

3 第1項の勤務は、前条第1項、第26条第1項及び第27条第1項の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第25条 第28条第1項の規定により別に指定する職にある教職員（以下「管理職員」という。）又は指定職給料表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等（週休日又は祝日法に基づく休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に基づく休日等」という。）若しくは年末年始の休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）のいずれかに該当する日をいう。次項において同じ。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした教職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)
 - ア 管理職員 1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額
 - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 アの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(夜間勤務手当)

第26条 夜間勤務手当は、教職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたとき、その間に勤務した全時間に対して支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25とする。

(休日勤務手当)

第27条 休日勤務手当は、教職員が祝日法に基づく休日等(勤務時間等規程第4条第1項及び第3項の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、祝日法に基づく休日と同項及び同規程第5条の規定による週休日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。これらの日に準じるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第28条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に指定する職にある者に、その職務の特殊性に基いて支給する。

2 管理職手当の月額を、前項に規定する者の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25の範囲内で別に定める。

(初任給調整手当)

第29条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額5万800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日

(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(退職者の給与に関する規程第2条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130(管理職員のうち別に定める者(以下「特定管理職員」という。)にあっては100分の110、指定職給料表の適用を受ける教職員にあっては100分の70)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務教職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項及び第33条第3項において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける教職員のうちその職務の級が3級以上で別に定める教職員、同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるもの並びに指定職給料表の適用を受ける教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額（育児短時間勤務教職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当の支給制限）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者については、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第34条第1項の規定により解雇された教職員（同項第1号に該当して解雇された教職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第32条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。

3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、

通知をすべき内容を京都府公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。

- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

- 第33条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前において理事長が別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の教職員のうち再雇用職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額
 - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に、100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。
 - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第31条中「前条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第34条 削除

(育児休業をしている教職員に対する期末手当等の支給)

第35条 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に就業規則第17条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の教職員についての適用除外)

第36条 第15条、第16条、第18条、第21条、第23条、第24条及び第26条から第29条までの規定は、指定職給料表の適用を受ける教職員には、適用しない。

2 第23条、第26条及び第27条の規定は、管理職員には、適用しない。

3 第15条、第16条、第17条第3項から第5項、第18条、第22条、第29条の規定は、再雇用教職員には、適用しない。

(扶養手当等の支給方法)

第37条 扶養手当、地域手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第3節 補則

(給与の減額)

第38条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない1時間について、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等の場合には、その日

(2) 勤務時間等規程第13条の2の規定により指定された時間、同規程第17条に規定する年次休暇、同規程第20条に規定する病気休暇及び同規程第22条に規定する特別休暇の場合には、その期間

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教職員に支給すべき給与の額から減額しないことについて正当な事由があるものとして別に定める場合には、その定める期間

(勤務1時間当たりの給与額)

第39条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(短時間勤務教職員にあっては、7時間45分にその者の勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

第4節 給与の特例

(非常勤職員の給与)

第40条 常勤を要しない職員(再雇用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)の給与については、理事長が他の常勤の教職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で支給する。

(休職者の給与)

第41条 就業規則第18条の規定により休職にされた教職員に対しては、就業規則第21条第2項により休職者の給与に関する規程の定めるところによる給与のほかは、支給しない。

2 就業規則第18条第5号の規定により休職にされた教職員に対しては、休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

第5節 退職手当

第42条 退職手当は、教職員が退職したときに、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対して支給する。

2 退職手当の種類、支給額及び支給方法は、別に定める。

第6節 口座振込みの方法による給与の支給

(給与の口座振込み)

第43条 給与は、教職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

第3章 雑則

(京都府からの派遣職員の特例)

第44条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定により京都府から派遣された教職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、京都府職員の例によるものとする。

(施行について必要な事項)

第45条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者及び平成25年3月31日において京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）第120条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者（以下「承継教職員等」という。）の給料及び諸手当については、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）その他京都府職員に適用される給与に関する規定の例によるものとする。
- 平成20年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員（承継教職員等を除く。）について、採用の事情等を考慮して、承継教職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、承継教職員等に準じて、給料を支給する。
- 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第11条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
第17条第1項	及び相楽郡精華町	、南丹市及び相楽郡精華町
第17条第2項	相楽郡精華町にあっては100分の3	南丹市及び相楽郡精華町にあっては100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合

- 第28条第1項の規定の適用を受ける教職員の給料月額、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、第6条から第11条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から基礎額に100分の1.5（事務9級以上教職員等にあつては、100分の2）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。
- 第6条第1項第6号の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、給与規程第7条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に

100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

附 則（規程第15-1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-2号）

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項の規定の適用については、臨時の措置として、第30条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、第33条第2項第1号ア中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同号イ中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
- 2 この規程は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年京都府条例第23号）の施行の日から施行する。

附 則（規程第15-3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、規程第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、休職者の給与に関する規程第2条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの教職員以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（第20条第2項に規定する別に定める額を除く。）、特勤勤務手当、管理職手当及び初任旧調整手当の月額合計額に100分の0.06を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1 級	1 号給から56号給
	2 級	1 号給から24号給
	3 級	1 号給から 8 号給
教育職給料表	1 級	1 号給から32号給
	2 級	1 号給から12号給
医療職給料表	1 級	1 号給から52号給
	2 級	1 号給から32号給

	3級	1号給から16号給
	4級	1号給から4号給
看護職給料表	1級	1号給から56号給
	2級	1号給から40号給
	3級	1号給から16号給
	4級	1号給から4号給

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象教職員であった者（採用の事情を考慮して別で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

(3) 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（規程第15-4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-5号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（規程第15-6号）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号給の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において規程第11条第2項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第2項の規定による号給に応じた」とする。

3 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（規程第15-7号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-8号）

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

（住居手当の経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第18条第1項第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、施行日から平成24年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条第2項第4号中「3,600円」とあるのは「700円」と、同項第6号中「1,800円」とあるのは「300円」とする。

（施行日における号給の調整）

3 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成21年1月1日において、改正前の規程第11条第1項の規定により昇給した教職員の施行日における号給は、この項の規定の適用がないとした場合の同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-9号）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（規程第15-10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（特地勤務手当の経過措置）
- 2 規程第22条第2項の100分の8は、平成26年3月31日までの間は100分の8、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は100分の6.8、同年4月1日から平成28年3月31日までの間は100分の5.6、同年4月1日以降は100分の4とする。

附 則（規程第15-11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（号給の経過措置）
- 2 その職務の級が4級である職員のうち、この規程による改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程第6条第1項第5号に定められた給料表の適用を受けていた職員に対する改正後の第6条第1項第5号で定める給料表（以下「新給料表」という。）の適用については、平成30年3月31日までの間に限り、新給料表の再雇用職員以外の職員の欄の職務の級の4級に142号給から161号給までの号給があるものとし、それぞれの号給とその1号給下位の号給との差額が、それぞれの号給の1号給下位の号給とその1号給下位の号給との差額と同じ額となるようにそれぞれの号給の給料月額が定められたものとする。

附 則（規程第15-12号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第36条第3項の改正規定、附則第3項及び第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第2項第2号、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成26年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

（平成27年4月1日における号給の調整）

- 3 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く）のうち、平成20年1月1日において職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第6条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成27年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第3項の規定による号給に応じた」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-13号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-14号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月11日から施行する。ただし、第17条第3項、第19条第4項、第20条第2項、第25条第1項から第4項まで及び別表第1から第6までの規定並びに附則第5項から第11項までの規定は平成28年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 第29条第1項の規定並びに附則第12項及び附則別表第1から第6までの規定は平成27年4月1日

(次項及び附則第4項において「適用日」という。)から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(適用日等における号給の調整)

- 4 教職員(適用日において、その職務の級における最高の号給を受けていた教職員(京都府公立大学法人教職員給与規程(規程第15-12号(以下「平成26年改正規程」という。))附則第3項の規定による号給を受けたことにより最高の号給を受けることとなった教職員を含む。)及び指定職給料表の適用を受けていた教職員である者を除く。)のうち、平成19年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の適用日(適用日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員にあっては、適用日及び当該異動の日。以下この項において「適用日等」という。)における号給については、附則第14項の規定による改正前の平成26年改正規程附則第4項の規定がなおその効力を有することとした場合において、同項中「教職員(平成28年4月1日において除外教職員」とあるのを「教職員(平成27年4月1日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員(前項の規定の適用を受けることにより同日において最高の号給を受けることとなる教職員を含む。)及び指定職給料表の適用を受ける教職員」と、「平成28年4月1日」とあるのを「平成27年4月1日」と、「この項」とあるのを「前項の規定にかかわらず、この項」と読み替えて同項の規定が適用日に適用されていたとしたならば、その者が適用日等において受けることとなった号給となるよう、必要な調整を行うことができる。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けるべき給料月額に達しないこととなるもの(別に定める教職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される教職員に関する第10条及び第30条第5項(第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、第10条第1項中「給料月額は」とあるのは「給料月額と経過措置給料額(京都府公立大学法人教職員給与規程(規程第15-14号)附則第6項から附則第8項までの規定による給料の額をいう。以下同じ。)との合計額は」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額に」と、第10条第2項及び第30条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」とする。

- 10 附則第6項から附則第8項までの規定による給料のほか、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年京都府条例第2号）附則第15項の規定による改正後の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第14項から附則第16項までの規定による給料を支給される教職員に関する前項の規定の適用については、「経過措置給料額（）」とあるのは、「経過措置給料額（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）附則第14項から附則第16項まで及び）」とし、平成17年改正条例附則第17項の規定は、適用しない。

（平成30年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

- 11 平成30年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、「100分の9.4」とあるのは「100分の9.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の4.4」とあるのは「100分の4.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の3.2」とあるのは「100分の3.2を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
- 12 第18条第2項第3号の規定の平成28年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万8,000円」と、平成29年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万9,000円」とする。
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

（平成26年改正規程の一部改正）

- 14 平成26年改正規程の一部を次のように改正する。
附則第4項を削り、附則第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第4項とする。

附 則（規程第15-15号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定並びに附則第3項から第5項までの規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成28年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族

がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項中「(2)

扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となったとき（前号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書並びに第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「事務8級教職員等」とあるのは「事務8级以上教職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務8級教職員等が事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等」とあるのは「事務8級以上教職員等が事務8級以上教職員等」と、同項第6号中「事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等」とあるのは「事務8級以上教職員等」と、「が事務8級教職員等」とあるのは「が事務8級以上教職員等」とする。

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-16号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-17号）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。ただし、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成29年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

附 則（規程第15-18号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月20日から施行する。ただし、第30条第2項及び第3項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第24条第2項、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成30年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

附 則（規程第15-20号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-21号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年12月19日から施行する。ただし、第18条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表第1から第5までの規定は平成31年4月1日から、第33条第2項の規定は令和元年6月1日から適用する。

附 則（規程第15-22号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

事務職給料表

事務職給料表 職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,800	197,800	234,300	267,400	293,300	323,200	367,500	413,200	464,200	528,300
	2	148,900	199,700	235,900	269,200	295,600	325,400	370,100	415,700	467,300	531,200
	3	150,100	201,500	237,400	271,100	297,700	327,800	372,500	418,200	470,300	534,300
	4	151,300	203,300	239,100	273,200	299,700	330,000	375,200	420,600	473,400	537,500
	5	152,400	204,800	240,500	274,900	301,600	332,200	377,100	422,500	476,400	540,600
	6	153,500	206,600	242,200	276,800	303,800	334,200	379,600	424,900	479,500	542,900
	7	154,600	208,500	243,700	278,600	306,000	336,500	381,900	427,000	482,500	545,500
	8	155,700	210,300	245,300	280,700	308,000	338,700	384,500	429,200	485,600	547,900
	9	156,700	211,900	246,400	282,700	309,900	340,600	386,900	431,300	488,400	550,300
	10	158,100	213,700	248,000	284,700	312,300	342,900	389,600	433,400	491,500	552,200
	11	159,500	215,600	249,600	286,700	314,500	344,900	392,300	435,500	494,500	554,000
	12	160,800	217,400	250,900	288,600	316,800	347,100	395,000	437,600	497,700	555,900
	13	162,000	218,800	252,400	290,600	319,000	348,900	397,400	439,400	500,400	557,600
	14	163,500	220,600	253,800	292,500	321,100	351,000	399,800	441,200	502,700	559,000
	15	165,000	222,300	255,200	294,500	323,300	353,000	402,000	443,200	505,100	560,400
	16	166,600	224,200	256,600	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200	507,400	561,500
	17	167,900	225,900	258,100	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200	509,500	562,800
	18	169,400	227,600	259,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000	510,900	563,800
	19	170,900	229,200	261,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800	512,500	564,700
	20	172,400	230,800	263,200	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500	513,900	565,600
	21	173,700	232,300	264,800	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300	515,100	566,500
	22	176,500	234,000	266,600	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900	516,500	
	23	179,100	235,600	268,200	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300	518,000	
	24	181,700	237,200	269,800	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800	519,500	
	25	184,400	238,200	271,800	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200	520,700	
	26	186,100	239,800	273,600	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500	521,800	
	27	187,700	241,200	275,300	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800	523,000	
	28	189,400	242,400	277,000	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100	524,200	
	29	191,000	243,600	278,800	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100	525,200	
	30	192,700	244,800	280,500	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800	526,100	
	31	194,500	245,800	282,300	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600	527,000	
	32	196,200	247,100	283,800	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300	528,000	
	33	197,800	248,400	285,300	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000	528,800	
	34	199,300	249,400	287,300	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800	529,700	
	35	200,800	250,600	289,100	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500	530,400	
	36	202,300	251,900	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100	530,900	
	37	203,600	252,800	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600	531,600	
	38	204,900	254,200	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300	532,200	
	39	206,100	255,500	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900	533,000	
	40	207,500	256,800	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500	533,600	
	41	208,800	258,200	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000	534,100	
	42	210,100	259,600	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500		
	43	211,400	260,800	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900		
	44	212,700	262,000	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200		
	45	213,800	263,300	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500		
	46	215,200	264,500	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500			
	47	216,500	265,800	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900			
	48	217,800	266,900	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600			
	49	218,900	268,000	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100			
	50	220,000	269,100	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500			
	51	221,000	270,500	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900			
	52	222,100	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400			
	53	223,300	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800			
	54	224,300	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200			
55	225,200	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600				

事務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	226,200	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900			
	57	226,500	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200			
	58	227,300	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600			
	59	228,100	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900			
	60	228,800	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200			
	61	229,500	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500			
	62	230,500	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200				
	63	231,400	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500				
	64	232,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800				
	65	232,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100				
	66	233,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400				
	67	234,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700				
	68	235,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000				
	69	236,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200				
	70	236,900	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500				
	71	237,400	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800				
	72	238,100	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100				
	73	239,000	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300				
	74	239,600	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600				
	75	240,200	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900				
	76	240,700	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100				
	77	241,400	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300				
	78	242,100	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600				
	79	242,800	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900				
	80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100				
	81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300				
	82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600				
	83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000				
	84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200				
	85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400				
	86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200					
	87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500					
	88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700					
	89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900					
	90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200					
	91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500					
	92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700					
	93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900					
	94		298,600	346,900	386,300						
	95		298,900	347,400	386,700						
	96		299,300	347,800	387,100						
	97		299,500	348,000	387,400						
	98		299,800	348,400	387,900						
	99		300,200	348,800	388,300						
	100		300,600	349,100	388,700						
	101		300,800	349,400	389,000						
	102		301,100	349,800							
	103		301,500	350,200							
	104		301,800	350,700							
	105		302,000	351,200							
	106		302,400	351,600							
	107		302,800	352,000							
	108		303,100	352,400							
	109		303,300	352,900							
	110		303,700	353,300							
	111		304,100	353,600							
	112		304,400	353,900							
	113		304,600	354,400							

事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	114		304,800								
	115		305,100								
	116		305,500								
	117		305,700								
	118		305,900								
	119		306,200								
	120		306,500								
	121		306,900								
	122		307,100								
	123		307,400								
	124		307,700								
	125		308,000								
再雇用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800	446,500	527,900

別表第2(第6条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	219,000	280,500	328,300	411,100
	2	221,300	283,500	331,200	413,400
	3	223,600	286,300	334,300	415,900
	4	225,800	289,200	337,400	418,400
	5	227,900	292,000	340,600	420,500
	6	230,000	294,500	343,200	423,100
	7	232,300	296,800	345,900	425,300
	8	234,400	299,200	348,600	427,800
	9	236,700	301,800	351,600	429,500
	10	239,100	304,400	354,600	432,100
	11	241,600	306,800	357,700	434,400
	12	244,000	309,400	361,100	436,700
	13	246,100	311,700	363,900	438,100
	14	248,600	313,800	365,800	440,400
	15	251,000	315,900	368,100	442,600
	16	253,400	317,600	370,600	444,900
	17	255,500	319,900	372,900	447,000
	18	258,600	322,000	375,100	449,500
	19	261,700	324,000	377,300	451,800
	20	264,900	326,000	379,200	454,200
	21	267,800	328,100	381,200	456,400
	22	270,800	330,500	383,200	458,700
	23	273,800	333,100	385,200	461,100
	24	276,700	336,000	386,900	463,500
	25	279,500	338,000	388,300	465,500
	26	282,200	340,000	390,100	467,700
	27	284,700	342,100	392,000	469,800
	28	287,400	344,700	393,900	472,100
	29	290,300	347,100	395,800	474,200
	30	292,700	349,200	397,500	476,500
	31	294,900	351,200	399,300	478,700
	32	297,400	353,000	401,000	480,900
	33	299,600	355,000	402,600	482,800
	34	301,800	357,100	404,400	484,900
	35	304,400	359,300	405,900	487,200
	36	306,600	361,300	407,800	489,500
	37	309,100	362,900	408,900	491,600
	38	310,700	364,900	410,500	493,600
	39	312,500	367,100	412,000	495,600
	40	314,200	369,000	413,500	497,500
	41	316,100	370,900	414,400	499,500
	42	316,600	372,800	416,100	501,400
	43	317,500	374,700	417,600	503,100
	44	318,400	376,500	419,200	505,100
	45	319,300	378,300	420,500	507,000
	46	320,400	380,100	422,100	508,800
	47	321,200	381,600	423,600	510,600
	48	322,300	383,500	425,200	512,600
	49	323,200	385,000	426,600	514,300
	50	324,100	386,600	427,900	516,000
	51	324,900	388,200	429,200	517,800
	52	325,700	389,900	430,500	519,800
	53	327,000	391,100	431,300	521,400
	54	327,800	392,600	432,300	523,000
55	328,600	394,000	433,200	524,700	

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	329,400	395,600	434,100	526,300
	57	330,100	396,900	435,000	528,000
	58	331,200	398,300	435,900	529,300
	59	332,300	399,700	436,800	530,600
	60	333,300	401,200	437,700	531,800
	61	334,400	402,500	438,600	533,000
	62	335,400	403,900	439,600	534,000
	63	336,500	405,400	440,600	535,000
	64	337,600	407,000	441,700	536,100
	65	338,300	408,000	442,600	536,700
	66	339,400	409,100	443,600	537,600
	67	340,100	410,100	444,600	538,500
	68	341,200	411,200	445,500	539,400
	69	341,800	412,200	446,500	540,300
	70	343,000	413,100	447,600	541,100
	71	343,900	413,900	448,500	541,800
	72	345,000	414,700	449,500	542,300
	73	345,300	415,600	450,500	543,000
	74	346,300	416,500	451,400	543,500
	75	347,300	417,300	452,300	544,400
	76	348,300	418,100	453,300	545,000
	77	349,300	418,800	454,100	545,500
	78	350,300	419,300	454,600	546,100
	79	351,300	419,700	455,400	546,700
	80	352,200	420,100	456,000	547,300
	81	353,200	420,400	456,800	547,900
	82	354,200	420,800	457,500	
	83	355,200	421,100	457,800	
	84	356,200	421,500	458,400	
	85	356,800	421,800	458,800	
	86	357,400	422,200	459,200	
	87	358,000	422,600	459,600	
	88	358,700	423,100	459,900	
	89	359,300	423,400	460,200	
	90	359,700	423,800	460,600	
	91	360,100	424,200	461,000	
	92	360,600	424,500	461,300	
	93	361,100	424,800	461,600	
	94	361,500	425,200	462,000	
	95	362,000	425,500	462,300	
	96	362,500	425,800	462,600	
	97	363,100	426,100	462,900	
	98	363,600	426,500	463,400	
	99	364,000	426,800	463,700	
	100	364,500	427,100	464,000	
	101	364,900	427,400	464,300	
	102	365,400	427,800		
	103	365,700	428,100		
	104	366,200	428,400		
	105	366,800	428,700		
	106	367,200			
	107	367,700			
	108	368,200			
	109	368,600			
	110	369,100			
	111	369,600			
	112	370,000			
	113	370,400			

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	114	370,800			
	115	371,300			
	116	371,700			
	117	372,100			
	118	372,500			
	119	373,000			
	120	373,400			
	121	373,700			
	122	374,100			
	123	374,700			
	124	375,000			
	125	375,400			
	126	375,900			
	127	376,400			
	128	376,800			
	129	377,200			
再雇用職員		286,300	297,500	319,700	404,700

別表第3(第6条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,800	190,600	226,300	252,600	284,400	331,100	375,800
	2	154,200	192,300	227,900	253,800	286,400	333,100	378,500
	3	155,600	193,900	229,500	255,000	288,600	335,400	381,100
	4	157,000	195,500	231,200	256,500	290,600	337,600	383,900
	5	158,200	197,000	232,600	257,700	292,700	339,400	386,300
	6	160,100	198,500	234,200	258,900	294,900	341,600	389,000
	7	161,800	200,200	235,700	260,100	296,800	343,700	391,700
	8	163,400	201,700	237,300	261,100	298,800	345,900	394,400
	9	165,000	203,300	238,400	262,400	300,800	347,700	396,500
	10	166,700	205,000	240,000	263,300	302,900	349,800	398,900
	11	168,400	206,600	241,400	264,300	304,900	352,000	401,100
	12	170,200	208,400	242,600	265,300	306,900	354,100	403,300
	13	171,700	209,800	244,200	266,600	308,900	355,600	405,400
	14	173,600	211,400	245,600	267,800	310,900	357,600	407,500
	15	175,700	213,000	246,800	269,400	313,000	359,600	409,500
	16	177,600	214,600	248,300	270,800	315,000	361,600	411,600
	17	179,500	216,100	249,100	272,400	317,000	363,400	413,400
	18	181,300	217,700	250,300	274,200	319,100	365,400	415,500
	19	183,200	219,400	251,500	275,900	321,200	367,500	417,400
	20	185,100	221,100	252,600	277,600	323,300	369,500	419,500
	21	186,900	222,400	254,000	279,500	325,100	371,300	421,300
	22	188,400	224,000	255,000	281,200	327,200	373,300	423,000
	23	189,900	225,400	256,000	282,900	329,000	375,500	424,600
	24	191,500	226,900	257,100	284,500	331,000	377,600	426,100
	25	193,100	228,300	258,300	286,300	332,700	379,000	427,600
	26	194,400	229,700	259,500	288,100	334,700	380,800	428,900
	27	195,900	231,100	260,900	289,900	336,700	382,700	430,200
	28	197,300	232,400	262,400	291,500	338,700	384,400	431,600
	29	198,900	233,700	263,900	293,200	340,000	386,200	432,900
	30	200,100	235,100	265,600	295,100	341,800	387,700	434,100
	31	201,400	236,600	267,200	296,900	343,600	389,300	435,300
	32	202,700	238,000	268,700	298,800	345,400	391,100	436,400
	33	204,100	239,100	270,100	300,500	347,100	392,400	437,600
	34	205,500	240,400	271,900	302,300	348,900	393,700	438,800
	35	206,900	241,400	273,500	304,100	350,900	395,000	440,100
	36	208,300	242,600	275,100	305,900	352,700	396,200	441,300
	37	209,400	243,900	276,600	307,200	354,500	397,300	442,600
	38	210,700	245,200	278,100	308,900	356,200	398,500	443,400
	39	212,000	246,300	279,800	310,500	357,800	399,700	443,800
	40	213,300	247,700	281,200	312,100	359,600	400,800	444,500
	41	214,400	249,000	282,700	313,800	360,800	401,600	445,000
	42	215,700	250,000	284,300	315,500	361,900	402,400	445,400
	43	216,900	251,200	286,100	317,100	363,100	403,200	445,800
	44	218,100	252,300	287,800	318,900	364,300	404,000	446,200
	45	219,300	253,400	289,300	319,800	365,500	404,400	446,600
	46	220,400	254,900	291,000	321,200	366,300	405,000	447,000
	47	221,400	256,200	292,700	322,700	367,600	405,500	447,500
	48	222,500	257,400	294,400	324,300	368,700	405,900	447,800
	49	223,600	259,000	295,600	325,700	369,700	406,300	448,100
	50	224,600	260,400	297,200	327,100	370,700	406,600	448,500
	51	225,500	261,600	298,500	328,300	371,700	407,000	448,800
	52	226,500	262,900	300,100	329,600	372,700	407,300	449,100
	53	226,800	264,000	301,400	330,700	373,500	407,600	449,400
	54	227,600	265,300	303,000	331,700	374,300	407,900	449,800
55	228,300	266,600	304,400	332,800	375,300	408,200	450,100	

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	229,100	267,700	305,900	333,800	376,200	408,500	450,400
	57	229,800	268,500	306,900	334,400	376,700	408,800	450,700
	58	230,800	269,800	308,100	335,300	377,500	409,100	451,100
	59	231,500	271,200	309,300	336,100	378,300	409,400	451,400
	60	232,200	272,500	310,800	337,000	379,100	409,800	451,700
	61	233,100	273,400	312,100	337,800	379,500	410,000	452,000
	62	233,900	274,600	313,300	338,100	380,200	410,300	
	63	234,800	275,900	314,600	338,700	380,900	410,600	
	64	235,800	277,200	315,800	339,400	381,600	410,900	
	65	236,400	278,100	317,200	340,000	382,000	411,100	
	66	237,100	279,200	318,000	340,700	382,700	411,400	
	67	237,800	280,100	318,900	341,400	383,400	411,700	
	68	238,600	281,200	319,700	342,100	384,000	412,000	
	69	239,300	282,200	320,300	342,900	384,400	412,200	
	70	239,900	283,200	321,000	343,400	384,900		
	71	240,500	284,300	321,700	344,000	385,400		
	72	241,000	285,400	322,300	344,600	385,900		
	73	241,700	286,100	323,000	344,900	386,500		
	74	242,400	286,800	323,200	345,500	387,000		
	75	243,100	287,300	323,800	346,000	387,600		
	76	243,600	288,100	324,400	346,600	388,200		
	77	244,000	288,900	325,000	347,100	388,700		
	78	244,600	289,500	325,500	347,600	389,200		
	79	245,200	290,100	326,000	348,100	389,700		
	80	245,900	290,700	326,600	348,500	390,200		
	81	246,200	291,400	327,200	348,800	390,500		
	82	246,600	291,900	327,700	349,100	391,100		
	83	247,000	292,300	328,100	349,500	391,500		
	84	247,300	292,700	328,600	349,800	391,900		
	85	247,600	292,900	329,100	350,300	392,300		
	86		293,100	329,500	350,700	392,800		
	87		293,300	329,700	351,000	393,200		
	88		293,500	330,100	351,300	393,600		
	89		293,900	330,500	351,700	394,000		
	90		294,200	330,900	352,000	394,500		
	91		294,400	331,300	352,400	394,900		
	92		294,600	331,700	352,700	395,300		
	93		295,000	332,000	353,100	395,700		
	94		295,200	332,200	353,400	396,200		
	95		295,400	332,600	353,700	396,600		
	96		295,700	332,900	354,000	397,000		
	97		296,100	333,100	354,300	397,400		
	98		296,400	333,400	354,700			
	99		296,600	333,700	355,100			
	100		296,900	334,000	355,500			
	101		297,200	334,200	356,000			
	102		297,400	334,600	356,400			
	103		297,600	335,000	356,800			
	104		297,900	335,200	357,200			
	105		298,200	335,400	357,700			
	106			335,600				
	107			336,000				
	108			336,200				
	109			336,400				
	110			336,800				
	111			337,200				
	112			337,600				
	113			337,800				

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員		191,100	218,000	246,600	260,100	285,600	326,900	369,600

別表第4(第6条関係)

看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	194,700	243,100	265,900	290,600	334,200
	2	168,700	196,800	244,900	266,900	292,300	336,400
	3	170,200	198,900	246,700	267,800	294,000	338,400
	4	171,600	201,000	248,600	268,900	295,900	340,600
	5	173,000	203,100	250,000	269,400	297,600	342,700
	6	174,500	205,400	251,300	270,400	299,400	344,800
	7	176,100	207,800	252,400	271,200	301,100	346,900
	8	177,600	210,000	253,700	272,200	302,900	349,000
	9	178,800	212,300	254,700	273,300	304,800	350,600
	10	180,500	213,700	255,800	274,000	306,500	352,600
	11	182,100	215,200	256,700	275,100	308,200	354,500
	12	183,700	216,400	257,600	276,300	309,900	356,500
	13	185,100	217,800	258,800	277,600	311,500	358,400
	14	187,100	219,200	259,900	278,700	313,100	360,600
	15	189,100	220,700	260,700	280,000	314,900	362,700
	16	191,100	221,900	261,700	281,400	316,700	364,700
	17	193,300	223,400	262,200	282,700	318,500	366,800
	18	195,400	224,900	263,100	284,000	320,100	368,800
	19	197,500	226,400	264,200	285,100	321,800	370,900
	20	199,700	227,900	265,000	286,300	323,500	373,000
	21	201,700	229,000	265,900	288,000	324,900	374,800
	22	203,900	230,700	266,800	289,600	326,500	376,900
	23	206,100	232,500	267,700	290,900	328,000	379,000
	24	208,400	234,200	268,700	292,200	329,500	381,000
	25	210,300	235,500	269,900	293,500	330,900	383,100
	26	211,600	237,200	270,800	295,200	332,300	384,700
	27	212,800	238,900	272,100	296,900	333,800	386,600
	28	214,100	240,700	273,300	298,400	335,500	388,500
	29	215,400	242,300	274,500	299,700	336,600	390,300
	30	216,500	243,700	276,000	301,300	338,100	392,100
	31	217,800	245,000	277,500	303,000	339,500	394,000
	32	219,000	246,100	278,900	304,700	341,000	395,800
	33	220,300	247,400	280,500	306,100	342,700	397,500
	34	221,600	248,500	281,900	307,600	344,200	399,300
	35	222,900	249,400	283,100	309,200	345,800	401,100
	36	224,300	250,500	284,300	310,900	347,300	402,800
	37	225,400	251,400	285,900	312,200	349,000	404,400
	38	226,800	252,500	287,200	313,600	350,700	406,100
	39	228,100	253,400	288,600	315,000	352,200	408,000
	40	229,500	254,500	289,800	316,600	353,800	409,800
	41	230,400	254,900	291,100	318,100	355,000	411,300
	42	231,900	255,900	292,600	319,600	356,500	412,800
	43	233,300	256,800	294,200	321,000	358,000	414,300
	44	234,700	257,500	295,800	322,500	359,500	415,700
	45	235,900	258,300	297,100	323,300	361,100	416,800
	46	237,300	259,200	298,500	324,700	362,100	417,900
	47	238,600	260,100	300,000	326,100	363,600	419,000
	48	240,000	261,100	301,500	327,700	364,900	420,200
	49	241,000	262,100	302,700	328,800	366,300	421,500
	50	242,100	263,200	304,000	330,200	367,800	422,600
	51	243,100	264,400	305,200	331,500	369,100	423,900
	52	244,200	265,600	306,600	332,800	370,500	425,000
	53	245,100	266,700	308,000	334,200	372,000	426,200
	54	246,200	268,200	309,300	335,700	373,200	427,200
55	247,200	269,500	310,800	337,100	374,300	428,300	

看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	248,200	270,900	312,200	338,400	375,600	429,400
	57	248,900	272,400	313,000	339,300	376,700	430,500
	58	249,900	273,900	314,200	340,600	377,600	431,100
	59	250,600	275,300	315,400	341,800	378,600	431,700
	60	251,400	276,700	316,800	343,200	379,600	432,100
	61	252,200	278,100	317,900	344,300	380,200	432,700
	62	253,200	279,500	319,300	345,200	381,000	433,200
	63	254,000	280,900	320,600	346,400	381,800	433,600
	64	255,100	282,000	321,800	347,700	382,700	434,100
	65	256,000	283,400	323,100	348,800	383,400	434,700
	66	256,800	284,900	324,400	350,000	384,100	435,100
	67	257,900	286,500	325,700	351,300	384,900	435,400
	68	258,800	288,000	327,100	352,400	385,600	435,700
	69	259,600	289,100	327,800	353,400	386,200	436,100
	70	260,700	290,600	328,900	354,400	386,800	
	71	261,600	292,100	330,000	355,500	387,500	
	72	262,700	293,500	330,900	356,600	388,100	
	73	264,100	294,600	332,200	357,400	388,800	
	74	265,400	296,000	332,900	358,600	389,300	
	75	266,500	297,200	334,000	359,700	389,900	
	76	267,600	298,500	335,300	360,800	390,400	
	77	268,600	299,900	336,400	361,500	390,900	
	78	269,600	301,200	337,600	362,300	391,500	
	79	270,900	302,500	338,700	363,100	392,000	
	80	271,900	303,800	339,900	363,800	392,300	
	81	272,800	304,300	341,000	364,400	392,600	
	82	273,800	305,500	342,100	364,900	393,100	
	83	274,900	306,600	343,200	365,500	393,500	
	84	276,000	307,800	344,300	366,000	393,800	
	85	276,800	308,900	345,200	366,700	394,100	
	86	277,700	310,200	346,200	367,200	394,600	
	87	278,900	311,400	347,100	367,800	395,100	
	88	280,000	312,500	348,100	368,300	395,500	
	89	280,800	313,800	349,100	368,700	395,800	
	90	281,700	315,000	349,900	369,100	396,200	
	91	282,500	316,200	350,800	369,700	396,700	
	92	283,500	317,400	351,600	370,200	397,100	
	93	284,400	318,300	352,200	370,500	397,500	
	94	285,400	319,000	352,800	371,000	397,900	
	95	286,400	319,700	353,500	371,400	398,400	
	96	287,400	320,300	354,100	371,700	398,900	
	97	288,000	321,000	354,500	372,300	399,300	
	98	288,800	321,300	354,900	372,800	399,700	
	99	289,400	321,900	355,400	373,300	400,200	
	100	290,300	322,600	355,800	373,800	400,600	
	101	291,100	323,000	356,300	374,400	401,000	
	102	291,900	323,600	356,700	375,000		
	103	292,700	324,200	357,200	375,500		
	104	293,500	324,800	357,600	375,900		
	105	294,300	325,200	357,900	376,500		
	106	294,800	325,700	358,400	377,000		
	107	295,300	326,300	358,900	377,500		
	108	295,800	326,800	359,200	378,000		
	109	296,000	327,200	359,700	378,600		
	110	296,300	327,600	360,200	379,000		
	111	296,500	327,900	360,700	379,500		
	112	296,900	328,200	361,200	380,000		
	113	297,200	328,600	361,700	380,600		

看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	114	297,400	329,000	362,200			
	115	297,800	329,400	362,700			
	116	298,100	329,700	363,100			
	117	298,400	329,900	363,500			
	118	298,700	330,200	363,900			
	119	299,000	330,600	364,400			
	120	299,400	330,800	364,900			
	121	299,700	331,000	365,300			
	122	300,100	331,300	365,800			
	123	300,400	331,600	366,300			
	124	300,800	331,900	366,900			
	125	301,000	332,100	367,200			
	126	301,200	332,400				
	127	301,500	332,800				
	128	301,900	333,000				
	129	302,200	333,200				
	130	302,500	333,400				
	131	302,900	333,800				
	132	303,300	334,000				
	133	303,500	334,400				
	134	303,800	334,800				
	135	304,200	335,200				
	136	304,500	335,600				
	137	304,700	335,900				
	138	305,000	336,300				
	139	305,400	336,700				
	140	305,700	337,100				
	141	305,900	337,400				
	142	306,300	337,800				
	143	306,700	338,100				
	144	307,000	338,500				
	145	307,200	338,800				
	146	307,400	339,200				
	147	307,700	339,600				
	148	308,100	340,000				
	149	308,300	340,300				
	150	308,500	340,700				
	151	308,800	341,100				
	152	309,100	341,500				
	153	309,500	341,800				
	154	309,700					
	155	309,900					
	156	310,300					
	157	310,600					
	158	310,900					
	159	311,200					
	160	311,500					
	161	311,900					
	162	312,200					
	163	312,500					
	164	312,800					
	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再雇用職員		238,100	258,600	265,900	276,200	292,700	330,300

別表第5(第6条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	133,800	185,800	207,700	254,500	283,500
	2	134,800	187,300	208,900	255,800	285,400
	3	135,800	188,800	210,300	256,900	287,100
	4	136,700	190,200	211,600	258,000	288,800
	5	137,700	191,500	212,900	258,900	290,600
	6	138,700	193,000	214,300	260,100	292,200
	7	139,700	194,400	215,800	261,200	293,800
	8	140,700	195,700	217,200	262,400	295,500
	9	141,500	197,100	218,500	263,600	297,000
	10	142,500	198,100	220,100	264,400	298,800
	11	143,600	199,500	221,700	265,600	300,500
	12	144,700	200,600	223,200	266,800	302,400
	13	145,500	201,800	224,400	267,800	303,800
	14	146,500	202,900	225,900	268,900	305,500
	15	147,500	204,000	227,400	269,800	307,100
	16	148,500	205,100	228,700	270,800	308,600
	17	149,600	206,000	229,600	271,800	310,200
	18	151,000	207,200	230,300	272,900	311,800
	19	152,200	208,200	231,300	273,900	313,400
	20	153,400	209,200	232,300	274,700	315,100
	21	154,500	210,100	233,100	275,700	316,100
	22	155,700	211,200	234,600	276,600	317,500
	23	156,900	212,300	235,900	277,600	319,000
	24	158,100	213,300	237,000	278,500	320,500
	25	159,300	214,200	238,400	279,300	321,600
	26	160,800	215,200	239,800	280,400	323,100
	27	162,300	215,900	241,100	281,500	324,500
	28	163,800	216,800	242,400	282,600	325,900
	29	165,200	217,700	243,200	283,500	327,600
	30	166,600	218,900	244,400	284,600	328,800
	31	168,200	219,900	245,700	285,600	330,100
	32	169,700	220,800	246,800	286,700	331,300
	33	171,100	221,400	248,000	287,400	332,400
	34	172,900	222,600	249,200	288,300	333,300
	35	174,700	223,800	250,300	289,200	334,500
	36	176,600	225,000	251,500	290,300	335,600
	37	178,300	225,500	252,800	290,900	336,700
	38	180,000	226,600	253,800	291,800	337,800
	39	181,700	227,800	255,200	292,700	338,800
	40	183,500	228,800	256,500	293,600	339,800
	41	185,000	229,600	257,500	294,300	340,800
	42	186,400	230,900	258,800	295,300	341,800
	43	187,700	231,900	259,700	296,300	342,900
	44	189,100	233,000	261,000	297,200	343,900
	45	190,600	234,100	261,800	297,900	344,800
	46	192,000	235,100	262,900	298,800	345,800
	47	193,400	236,200	264,000	299,700	346,800
	48	194,800	237,200	264,900	300,600	347,800
	49	196,100	238,200	266,100	301,300	348,700
	50	197,200	239,300	267,100	301,900	349,600
	51	198,300	240,300	268,200	302,700	350,600
	52	199,600	241,300	268,900	303,500	351,400
	53	200,700	242,400	269,800	304,100	352,200
	54	201,800	243,400	271,000	304,900	353,000
55	202,700	244,100	272,200	305,600	353,800	

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	203,800	244,800	273,400	306,300	354,500
	57	204,900	245,700	274,200	307,000	355,200
	58	205,900	246,700	275,200	307,700	356,000
	59	207,000	247,600	276,300	308,500	356,800
	60	208,000	248,300	277,300	309,200	357,500
	61	209,100	249,100	278,400	309,800	358,200
	62	210,000	250,000	279,500	310,600	359,000
	63	210,900	250,900	280,300	311,300	359,700
	64	211,800	251,800	281,400	312,000	360,400
	65	212,500	252,600	282,200	312,500	361,000
	66	213,300	253,400	283,000	313,000	361,500
	67	214,000	254,300	283,800	313,600	362,000
	68	214,800	255,000	284,600	314,200	362,500
	69	215,300	255,700	285,200	314,800	362,900
	70	215,900	256,300	286,100	315,200	363,400
	71	216,200	256,700	286,900	315,700	363,900
	72	216,600	257,100	287,600	316,200	364,400
	73	216,800	257,300	288,400	316,500	364,800
	74	217,200	257,700	289,100	317,000	365,300
	75	217,700	258,200	289,900	317,500	365,800
	76	218,300	258,700	290,700	317,900	366,300
	77	218,500	259,000	291,300	318,100	366,800
	78	219,200	259,400	291,800	318,500	367,300
	79	219,700	259,900	292,300	318,800	367,800
	80	220,300	260,400	292,700	319,100	368,300
	81	221,000	260,700	293,100	319,400	368,700
	82	221,300	261,000	293,500	319,700	369,200
	83	221,900	261,300	294,100	320,000	369,700
	84	222,700	261,600	294,600	320,300	370,200
	85	223,300	261,900	295,000	320,500	370,600
	86	223,700	262,100	295,600	320,900	371,100
	87	224,100	262,400	296,200	321,200	371,600
	88	224,800	262,700	296,800	321,400	372,100
	89	225,300	262,900	297,100	321,600	372,500
	90	225,800	263,100	297,600	321,900	373,000
	91	226,300	263,500	298,100	322,200	373,500
	92	226,700	263,700	298,500	322,500	374,000
	93	227,100	264,000	298,900	322,700	374,400
	94	227,500	264,400	299,400	323,000	375,000
	95	227,900	264,700	299,900	323,300	375,500
	96	228,200	265,000	300,400	323,500	376,000
	97	228,500	265,200	300,700	323,700	376,400
	98	229,000	265,500	301,100	324,000	376,900
	99	229,500	265,700	301,600	324,300	377,400
	100	230,100	266,000	302,200	324,500	377,900
	101	230,500	266,300	302,600	324,700	
	102	231,000	266,500	303,000	325,000	
	103	231,600	266,800	303,300	325,300	
	104	232,200	267,100	303,600	325,500	
	105	232,600	267,300	303,900	325,700	
	106	233,100	267,500	304,300	326,000	
	107	233,400	267,800	304,700	326,400	
	108	233,800	268,000	305,100	326,600	
	109	234,000	268,300	305,400	326,800	
	110	234,400	268,600	305,800	327,100	
	111	234,900	268,900	306,200	327,400	
	112	235,300	269,100	306,500	327,600	
	113	235,500	269,300	306,700	327,800	

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	114	236,000	269,600	307,000	328,100	
	115	236,500	269,800	307,300	328,400	
	116	237,000	270,100	307,500	328,600	
	117	237,300	270,400	307,700	328,800	
	118	237,800	270,700	308,000	329,100	
	119	238,200	271,000	308,300	329,400	
	120	238,600	271,300	308,500	329,600	
	121	239,000	271,500	308,700	329,800	
	122		271,700	309,000	330,100	
	123		272,000	309,300	330,400	
	124		272,300	309,500	330,600	
	125		272,500	309,700	330,800	
	126		272,700	310,000	331,100	
	127		273,000	310,400	331,400	
	128		273,300	310,600	331,600	
	129		273,500	310,800	331,800	
	130		273,700	311,100	332,100	
	131		274,000	311,400	332,400	
	132		274,300	311,600	332,600	
	133		274,500	311,800	332,800	
	134		274,700		333,100	
	135		275,000		333,400	
	136		275,300		333,600	
	137		275,500		333,800	
	138				334,100	
	139				334,500	
	140				334,700	
	141				334,900	
再雇用職員		196,000	207,300	226,000	247,100	278,200

別表第6(第6条関係)

指定職給料表

号 級	給料月額
	円
1	715,000
2	771,000
3	828,000
4	906,000
5	977,000
6	1,048,000
7	1,121,000
8	1,190,000

別表第7 級別標準職務表（第6条第3項関係）

1 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 1又は2の職務に相当する職務
4級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を処理する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務
8級	1 次長の職務 2 1の職務に相当する職務
9級	1 局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務
10級	1 困難な業務を処理する局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教又は助手の職務
2級	1 大学の講師の職務 2 高度の専門的知識又は特殊の技術若しくは経験を必要とする業務を行う大学の助教又は助手の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 3 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員又は視能訓練士その他の視能技術職員の職務 6 歯科衛生士、歯科技工士（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員又は歯科衛生士等の職務
3級	1 主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を所掌する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務

4 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 病院の看護師長、副看護師長又は主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 病院の看護師長（課長補佐相当職）又は困難な業務を処理する看護師長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 病院の総括看護師長又は困難な業務を処理する看護師長（課長補佐相当職）の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 病院の副看護部長の職務 2 1の職務に相当する職務